

◎地方税（固定資産税償却資産）と国税の違い

| 項 目   | 固定資産税の取り扱い  | 国税の取り扱い  |
|---|---|--|
| 償却計算の期間   | 暦年（賦課期日制度）  | 事業年度   |
| 減価償却の方法   | 一般の資産は、固定資産税定率法を適用<br>（固定資産評価基準別表第15に定められた減価率を用いる。）<br>※法人税法の旧定率法で用いる減価率と同じ | 建物以外の一般の資産は、定率法・定額法の選択制<br>（定率法選択の場合）<br>※平成24年4月1日以降に取得された資産は「定率法」（200%）を適用<br>※平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産は「定率法」（250%）を適用<br>※平成19年3月31日までに取得された資産は「旧定率法」を適用 |
| 前年中の新規取得資産  | 半年償却（1/2）   | 月割償却   |
| 圧縮記帳制度（注1）  | × 認められていない。   | ○ 認められている。   |
| 特別償却・割増償却<br>（租税特別措置法）                                    | × 認められていない。   | ○ 認められている。   |
| 増加償却（注2）<br>（所得税・法人税）                                     | ○ 認められている。  | ○ 認められている。   |
| 評価額の最低限度  | 取得価額の5/100  | 備忘価額（1円）まで   |
| 改良費   | 区分評価<br>（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価する。）  | 原則区分評価   |
| 少額の減価償却資産<br>（耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満）                       | 損金算入したものは課税対象と<br>ならない<br>（本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象）                        | ○ 認められている。<br>損金算入可能   |
| 一括償却資産<br>（取得価額が20万円未満の減価償却資産）                            | 3年間で損金算入したものは課税対象とならない<br>（本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象）                        | ○ 認められている。<br>3年間で損金算入可能   |
| 即時償却資産<br>（中小企業者等の方が租税特別措置法を適用して取得されて10万円以上30万円未満の減価償却資産） | 課税対象になります。<br>※耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。                                | 取得価格に相当する金額を損金または必要な経費に算入が可能   |

（注1）圧縮記帳の制度は認められていませんので、圧縮額を含めた実際の取得額を記入して下さい。

（注2）増加償却を行われた場合は、税務署への届出書の写しを添付して下さい。

※ その他 短縮耐用年数承認を受けている場合は、国税局の承認通知書の写しを添付して下さい。

### ◎評価額の計算方法（旧定率法）

申告していただいた資産を1件ずつ取得時期、取得価額及び耐用年数を基本にして計算し、評価額を算出します。

#### 【前年中に取得のもの】

取得価額×前年中取得のものの減価残存率（A）＝評価額

#### 【前年前に取得のもの】

前年度評価額×前年前取得のものの減価残存率（B）＝評価額

毎年この方法により計算し評価額が取得価額の5％に達するまで償却します。

評価額が取得価額の5％未満になる場合は、5％となります。

※（A）及び（B）は、別添しております固定資産税（償却資産）申告の手引の5ページ減価残存率表を参考にして下さい。

（例えば）取得価額：1,000,000円、取得価額の5％：50,000円

取得時期：令和2年9月、耐用年数：4年

減価残存率：（前年中）0.781、（前年前）0.562

| 年度    | 評価額の求め方   | 評価額     |
|-------|---|---------|
| 令和3年度 | 1年目は半年償却 $1,000,000 \times 0.781 = 781,000$                                 | 781,000 |
| 令和4年度 | 2年目以降前年評価額に減価残存率を乗じる<br>$781,000 \times 0.562 = 438,922$                    | 438,922 |
| 令和5年度 | $438,922 \times 0.562 = 246,674$  | 246,674 |
| 令和6年度 | $246,674 \times 0.562 = 138,630$  | 138,630 |
| 令和7年度 | $138,630 \times 0.562 = 77,910$   | 77,910  |
| 令和8年度 | $77,910 \times 0.562 = 43,785 < 50,000$<br>評価額5％（50,000）より小さいため、評価額は50,000円 | 50,000  |

令和8年度での算出額が取得価額の5％より小さくなりますので、以降、償却資産が無くなるまで50,000円で評価されます。

（償却済資産であっても、資産を事業の用に供している間は固定資産税の課税標準額の対象となります。）

### ◎価格の決定・税率等について

| 区分    | 説明   |
|-------|--|
| 価格の決定 | 償却資産の価格等は、申告された資産の取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価し、3月31日までに市長が価格（評価額）を決定します。 |
| 決定価格  | 「評価額の合計」が決定価格になります。（「課税標準額の特例」の適用がある場合を除き、決定価格が課税標準額となります。）                          |
| 課税標準額 | 1月1日現在の価格（評価額）で、課税台帳に登録された価格をいいます。   |
| 税額・税率 | 税額（100円未満切捨て）は土地、家屋と合算して、課税標準額（1,000円未満切捨て）×税率1.4％で算定します。                            |
| 免税点   | 課税標準額が150万円未満の場合は、課税されません。<br>ただし、地方税法第383条の規定により申告しなければなりません。                       |
| 納期    | 一括または4回（5月・7月・12月・2月）に分けて納めていただきます。  |